

○神奈川県税務事務自主監査要綱の制定について

平成23年8月22日

徴対第41号

政策局長

このことについて、別紙のとおり制定したので、通知します。

なお、神奈川県税務事務自主監査要綱の制定について（平成22.7.1 徴対第17号）の通達は、廃止します。

別紙

神奈川県税務事務自主監査要綱

1 趣旨

この要綱は、県税事務所及び自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）における県税の賦課徴収に係る事務（以下「税務事務」という。）の自主監査の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 監査の種類

この要綱による自主監査は、一般監査、特別監査及び随時指導とする。

3 一般監査及び特別監査

(1) 実施目的

一般監査及び特別監査は、税務事務が法令等に適合し、又は、円滑に実施されているか否かについて監査を行い、適正化を図るべき事項及び改善を要すべき事項について指導を行うことにより、税務事務の適法性及び妥当性の確保を図ることを目的として実施する。

(2) 監査対象

一般監査は、税務事務全般について行い、特別監査は、税務事務のうち、税務指導課長が必要と認めるものについて行う。

(3) 実施方法

ア 実施時期

一般監査は、毎年度おおむね6月から2月までの間に実施し、特別監査は、税務指導課長が必要と認める場合において、随時実施する。

イ 実施通知

一般監査又は特別監査を実施するときは、税務指導課長は、事前に実施年月日その他必要な事項を県税事務所等の所長に通知するものとする。

ウ 従事者

従事者は、税務指導課の職員とし、そのうち1名を従事責任者として税務指導課長が指定する。

エ 関係書類の提出及び説明

監査のために必要があるとして従事者から要求があったときは、県税事務所等の職員は、関係書類を提出し、その内容について説明を行うものとする。

オ 監査結果の説明及び復命

(ア) 従事者は、監査終了後、県税事務所等の課長以上の職にある者に対して口頭により監査の結果を説明するものとする。

(イ) 従事者は、次に掲げる事項を認めた場合は、自主監査結果内訳書（第1号様式）を作成するものとする。

a 適正化を図るべき事項

- (a) 法令の規定に従った処理が行われていないもの
- (b) 通達の規定に従った処理が行われていないもの
- (c) 計算誤り等により税額等に異動が生ずるもの
- (d) その他適正化を図るべきもの

b 改善を要すべき事項

- (a) 長期間にわたり滞納者との折衝、財産調査等が行われていないもの
- (b) 事務処理が著しく遅延しているもの
- (c) 事務処理の統一又は効率化を図る観点から改善を要すべきもの
- (d) その他改善を要すべきもの

(ウ) 従事責任者は、(イ)により従事者が作成した自主監査結果内訳書を取りまとめ、これを自主監査結果報告書（第2号様式）に添えて、税務指導課長に復命するものとする。

カ 監査結果の通知

税務指導課長は、自主監査結果内訳書及び自主監査結果報告書の写しを添えて、監査結果を県税事務所等の所長に通知するものとする。

4 随時指導

(1) 実施目的

随時指導は、税務事務を執行する上で生じた個別の課題（以下「特定課題」という。）について、意見交換を行う中で必要な指導、助言等を行うことによって、税務事務の適

正かつ効果的、効率的な運営、執行等を図ることを目的として実施する。

(2) 実施方法

ア 実施時期

随時指導は、県税事務所等の所長又は税務指導課長が必要と認める場合において、随時実施する。

イ 従事者

従事者は、特定課題に関する事務を担当する税務指導課の職員とする。

ウ 合同実施

随時指導は、特定課題の態様に応じ、県税事務所等のうち複数の事務所を対象として合同で実施することができるものとする。

エ 実施場所

実施場所は、県税事務所等の所長と税務指導課長が協議して決定するものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成28年税指第2号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

自主監査結果内訳書

事務所名	事務所
監査年月日	年 月 日
監査の種類	一般 ・ 特別
従事者	
指導事項の内容	
神奈川県税務事務自主監査要綱3(3)オ(イ) 該当	
備考	

備考 この様式は、1件の指導事項に対して1枚使用すること。

自主監査結果報告書

事務所名	事務所	
監査年月日	年	月 日
監査の種類	一般 ・ 特別	
監査実施対象		
従事者	職名	氏名(○印は従事責任者)
自主監査結果総括		
内訳(神奈川県税務事務自主監査要綱3(3)オ(イ)の区分)		件数
a 適正化を図るべき事項		
	(a) 法令の規定に従った処理が行われていないもの	
	(b) 通達の規定に従った処理が行われていないもの	
	(c) 計算誤り等により税額等に異動が生ずるもの	
	(d) その他適正化を図るべきもの	
b 改善を要すべき事項		
	(a) 長期間にわたり滞納者との折衝、財産調査等が行われていないもの	
	(b) 事務処理が著しく遅延しているもの	
	(c) 事務処理の統一又は効率化を図る観点から改善を要すべきもの	
	(d) その他改善を要すべきもの	
該当なし(右欄に○印を記入)		
特記事項		